

白川町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第30号

白川町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

白川町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則（平成24年白川町規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 実施隊は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第2条第6項で規定する危険鳥獣の捕獲等の任務を遂行するため、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>(1) <u>緊急銃猟 鳥獣保護管理法第34条の2の規定による緊急銃猟</u></p> <p>(2) <u>緊急捕獲 緊急銃猟の条件が整わないため銃の使用が認められない場合における、罠を使用した捕獲</u></p> <p>(3) <u>警戒活動 銃猟又は捕獲が完了しないで危険鳥獣が逃亡し、又は追い払いできたが付近に潜む可能性が払拭できない状況においてパトロール又は追い払いに従事すること、若しくは出没情報により町の要請に応じて現場に出動すること。</u></p> <p>(服務)</p> <p>第6条 実施隊は、前条第1項の職務を行うため、町長の定める被害防止計画に基づき、隊長の招集に応じて、その任務に従事する。</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 実施隊は、前項の場合のほか、緊急に有害鳥獣又は危険鳥獣を捕獲する必要があると認められる場合には、町長の命ずるところに従い、直ちにその任務に従事しなければならない。</p> <p>3 実施隊は、職務に従事したときは、実施隊日誌（別記様式）を町長に提出しなければならない。<u>ただし、前条第2項の職務の場合については別に定める。</u></p> <p><u>（報酬）</u></p> <p><u>第7条 実施隊の報酬は、年額報酬及び出動報酬とし、年額報酬の額は、白川町非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（令和元年白川町規則第18号）で定める。</u></p> <p><u>（報酬）</u></p> <p>2 <u>年額報酬</u>は、年の途中において、職に就き、又は退職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その月を算入した月割りをもって計算した額を支給する。</p> <p>3 <u>出動報酬</u>は、任務の内容に応じて次に掲げる額を支給する。</p> <p>(1) <u>緊急銃獵</u> 1回につき 50,000 円</p> <p>(2) <u>緊急捕獲</u> 1回につき 50,000 円</p> <p>(3) <u>警戒活動</u> 1時間につき 1,500 円</p>	<p>2 実施隊は、前項の場合のほか、緊急に有害鳥獣_____を捕獲する必要があると認められる場合には、町長の命ずるところに従い、直ちにその任務に従事しなければならない。</p> <p>3 実施隊は、職務に従事したときは、実施隊日誌（別記様式）を町長に提出しなければならない。_____</p> <p><u>（報酬）</u></p> <p><u>第7条 報酬</u>は、年の途中において、職に就き、又は退職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その月を算入した月割りをもって計算した額を支給する。</p>

## 附 則

（施行日）

- この規則は、令和7年11月1日から施行する。  
(白川町非常勤の特別職職員の報酬に関する規則の一部改正)
- 白川町非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（令和元年白川町規則第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） 鳥獣被害対策実施 年額 10,000円 隊員 緊急銃猟等は、町長が 別に定める額	別表（第2条関係） 鳥獣被害対策実施 年額 10,000円 隊員